平成27年度 第1回 北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議 調整会議資料

北九州市における総合事業(案)

平成27年8月20日(木) 北九州市保健福祉局

■北九州市における訪問型サービスの類型(案)

個別サービス				
	予防給付型 ※現行の予防給付相当サービス	生活支援型(サービスA) ※緩和した基準によるサービス	短期集中予防型(サービスC) ※保健・医療の専門職による短期集中サービス	住民主体の取組の支援 (サービスB)
対象者	・既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人 ・身体介護が必要な人 ・退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に 応じた支援が必要な人 ・心疾患や呼吸器疾患等により、日常生活に支障が ある人 ・認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を 生じる可能性がある人	家事等の生活援助が必要な人 (身体介護までは必要ない人)	・体力の改善に向けた支援が必要な人 ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人 ・疾病等による健康管理の維持・改善が必要な 人	独居高齢者や高齢者夫婦世帯などに対する地域における見守りや生活支援が必要な人
サービス内容	身体介護を伴う生活援助	生活援助(掃除、洗濯など)のみ	生活機能の維持・向上のためのアセスメント訪問等	定期的な生活支援活動
考え方	グブマインメントに向いて、牙仲川護を仕り又抜か必 亜レ判断された担合 当サービュの対象		ケアマネジメントにおいて、短期集中のリハビリ 等を行うことで生活機能の維持・改善が見込ま れる場合、当サービスの対象	ふれあいネットワーク活動等の住民主体の活動 に対し実施されるもの。
提供頻度	週1~2回 ※利用時間は利用者の様態による	週1~2回 利用時間は1時間程度	3回程度 (アセスメント、中間評価、最終評価)	_
提供主体	①現在の訪問介護事業者のみ	①介護保険事業者 ②NPO、民間企業、シルバー人材センターなど	①医療法人 ②社会福祉法人 など ※リハ職を有し、通所型サービスCと一体的な実施が可能な者を想定	校地区社会福祉協議会など ※要支援者等を対象にした訪問やゴミ出し等の 生活支援を実施。
考え方	従来どおりの専門職によるサービスであり、現行と 同様、指定基準を満たした介護事業者とする。	介護保険事業者に加え、市が定める一定の要件 を備えたNPO・企業等の団体の参画を得て、 サービス基盤を確保する。	市が委託先事業者を公募し、事業内容を履行可能と判断した事業者を選定する。	住民主体の活動実績のある既存の地域団体のうち、市が定める活動実績を満たしている団体とする。
指定/委託	指定	指定	委託	_
単価	既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 月額報酬 週1回 月1,168単位 週2回 月2,335単位 週2回超 月3,704単位 ※1単位=10.21円	・国のガイドラインでは「介護報酬単価以下」に設定することとされている。 ・本市では、予防給付型(予防給付相当のサービス)の単価の7割程度を想定。	(単価設定なし)	補助金額は現在検討中。
利用者負担	単価の1割もしくは2割 ※他の給付サービスと同様 ※要支援認定者で一定の所得(年金収入280万円 以上)を有する人は2割負担とする。	単価の1割	無	無
請求方法	国保連経由	国保連経由	市から委託料支払い	市から補助金交付
限度額管理	有(現行どおり) 要支援1・事業対象者 5,003単位 要支援2 10,473単位	有(現行どおり) 要支援1・事業対象者 5,003単位 要支援2 10,473単位	無	無
今後の 検討課題	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容・事業者の指定方法・国保連請求事務の研修	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容 ・サービス基盤の整備 ・NPO等に対する研修の実施方法 ・国保連請求事務の研修	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容 ・委託先の選定基準 ・サービス終了後の一般介護予防事業への引継	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容・補助金の対象とする基準づくり・補助金額の設定・地域に対する周知

■北九州市における訪問型サービスの基準(案)

<本市の考え方>利用者の安心・安全確保のため、サービス提供事業者はサービス内容等に応じて市が定める一定の基準を遵守することとする。

	予防給付型 ※現行の予防給付相当サービス	生活支援型(サービスA) ※緩和した基準によるサービス	短期集中予防型(サービスC) ※保健・医療の専門職による短期集中サービス	住民主体の取組の支援 (サービスB)
人員	・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以 上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修 了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事 業所の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了 者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業 所の職務に従事可能。	内 容	•従事者 必要数
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		護事に応じ	・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
運営	 ◎北九州市指定基準条例の内容 ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・小護予防サービス費の連携 ・介護予防サービス費の直接 ・介護予防サービスの提供 ・介護予防サービス計画に対しての提供 ・介護予防サービス計画に対しての提供の記録 ・利用等の受領 ・保険家に対する書類の持行・サービスの提供の記録 ・利用者に関する表がであるサービスの提供の記録 ・利用者に関する市町村への通知 ・緊急時等の対応 ・管理対をは、・「では、・「では、・「では、・「では、・「では、・「では、・「では、・「で	 ◎北九州市指定基準条例に準拠した内容 ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止・サービス提供困難時の対応・受給等の確認・要支援認定係る援助・心資予防支援事者等との連携・介護予防サービス計画等の変更の援助・介護予防サービス計画等の変更の援助・介護予防サービス計画等の変更の援助・身分を証する書類の携行・サービスの提供の記録・利用料等の受領・保険給付の請するのかがでは、対している。 ・場合を設定を受けるための援助・分談予防サービス計画等の変更の援助・身分を証する書類の携行・サービスの提供の記録・利用料等の受前であるサービスの提供の禁止・利用の計算を表しまする。 ・場合を関するでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	業者、NPO、企業等の意見も踏まえ、指定基準を決定。	-衛生管理等 -秘密保持等 -事故発生時の対応 -廃止・休止の届出と便宜の提供
独自基準	・暴力団排除 ・地域との連携(自治会加入) ・記録の整備(2年→5年)	・暴力団排除 ・地域との連携(自治会加入) ・記録の整備(2年→5年)	暴力団排除	•暴力団排除

■北九州市における通所型サービスの類型(案)

	個別サービス				
	予防給付型 ※現行の予防給付相当サービス	生活支援型(サー ※緩和した基準によ 介護事業者での 市民センター 開催 の開催	るサービス	短期集中予防型(サービスC) ※保健・医療の専門職による短期集中サービス	住民主体の取組の支援 (サービスB)
対象者	・既利用者で給付サービスの継続利用が必要な人 ・退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に 応じた支援が必要な人 ・心疾患や呼吸器疾患等により、日常生活に支障が ある人 ・認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を 生じる可能性がある人	•	持・向上が必要な人	・体力の改善に向けた支援が必要な人 ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人 ・疾病等による健康管理の維持・改善が必要な 人	独居高齢者や高齢者夫婦世帯などで地域における見守りや生活支援が必要な人
サービス内容	機能維持・向上	機能維持・向上		生活機能の維持・向上に向けた機能訓練 (個別プログラム)	サロン(閉じこもり予防、交流の場) 認知症カフェ など
考え方	ケアマネジメントにおいて、現行の給付相当のサー ビスが必要と判断された場合、当サービスの対象	ケアマネジメントにおいて、給f では必要ないが、半日(3時間 必要と判断された場合、当サー)程度の生活支援が	ケアマネジメントにおいて、短期集中のリハビリ 等を行うことで生活機能の維持・改善が見込ま れる場合、当サービスの対象	ふれあいネットワーク活動等の既存団体の活動 において実施されるもの。
提供頻度	週1~2回 ※利用時間は利用者の様態による	週1~2回 利用時間は3時間程度		3ヶ月で1サイクル	_
提供主体	①現在の通所介護事業者のみ	①介護保険事業者 ②NPO、民間企業、シルバー ※②は市が定める研修を受講		①医療法人 ②社会福祉法人 など ※リハ職を有し、訪問型サービスCと一体的な実施が可能な者を想定	校地区社会福祉協議会など ※要支援者等を対象にしたサロン等の生活支援 を実施。
考え方	従来どおりの専門職によるサービスであり、現行と 同様、指定基準を満たした介護事業者とする。	介護保険事業者に加え、市が 備えたNPO・企業等の団体の 基盤を確保する。		市が委託先事業者を公募し、事業内容を履行可能と判断した事業者を選定する。	住民主体の活動実績のある既存の地域団体の うち、市が定める活動実績を満たしている団体と する。
指定/委託	指定	指定委託	指定	委託	_
単価	既存の介護予防通所介護と同額の報酬 月額報酬 要支援1 月1,647単位 要支援2 月3,377単位 ※1単位=10.14円	・国のガイドラインでは「介護報することとされている。 ・本市では、予防給付型(予防ス)の単価の7割程度を想定。		プログラム実施に見合った委託料を積算。 (単価設定なし)	補助金額は現在検討中。
利用者負担	単価の1割もしくは2割 ※他の給付サービスと同様 ※要支援認定者で一定の所得(年金収入280万円 以上)を有する人は2割負担とする。	単価の1割		無	無
請求方法	国保連経由	国保連経由 委託料支払	い国保連経由	市から委託料支払い	市から補助金交付
限度額管理	有(現行どおり) 要支援者・事業対象者 5,003単位 要支援2 10,473単位	有(現行どおり) 要支援者・事業対象者 要支援2	5, 003単位 10, 473単位	無	無
今後の 検討課題	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容・事業者の指定方法・国保連請求事務の研修	・関係団体からの意見を踏まえ・サービス基盤の整備・NPO等に対する研修の実施・国保連請求事務の研修		・関係団体からの意見を踏まえた事業内容 ・委託先の選定基準 ・サービス終了後の一般介護予防事業への引継	・関係団体からの意見を踏まえた事業内容・補助金の対象とする基準づくり・補助金額の設定・地域に対する周知

■北九州市における通所型サービスの基準(案)

<本市の考え方>利用者の安心・安全確保のため、サービス提供事業者はサービス内容等に応じて市が定める一定の基準を遵守することとする。

	予防給付型 ※現行の予防給付相当サービス	生活支援型(サービスA) ※緩和した基準によるサービス	短期集中予防型(サービスC) ※保健・医療の専門職による短期集中サービス	住民主体の取組の支援 (サービスB)
人員	 ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業 所の職務に従事可能。	内容	・従事者 必要数
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	に	サービスを提供するために必要な場所必要な設備・備品
運営	 ◎北九州市指定基準条例の内容 ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認・要支援認定の申請に係る援助・心身の状況等の把握 ・介護予防支援事業者等との連携・介護予防サービス費画に沿ったサービスの提供の介護予防サービス計画等の変更の援助・サービスの提供の記録・利用書の交付・外で表計である市町村への通知・保険給付の請求のための責務・運営規程・制力を応いまするのでで、非常災害対策・衛生管理等・提示・秘密保持等・広告・介護予防・対域との連携・事故発生時の対応・苦情処理・地域との連携・事故発生時の対応・会計区分・記録の整備・廃止・休止の届出と便宜の提供・基本取扱方針・具体的取扱方針・サービス提供に当たっての留意点 	 ◎北九州市指定基準条例に準拠した内容 ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止 ・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認・要支援認定の申請に係る援助 ・の身の状況等の把握 ・介護予防サービス費の支給を受けるための援助 ・介護予防サービス計画等の変更の援助 ・介護予防サービス計画等の変明の受領 ・サービスの提供の記録・利用書の受付 ・利用者に関する市町村への通知 ・保険給付の請求のための証明 ・駅急所の確保等・定員の導守 ・非常災害等・広告 ・介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 ・整合計区分・記録の整備 ・会止・休止の届出と便宜の提供 ・基本取扱方針・具体的取扱方針 ・サービス提供に当たっての留意点 	者、ZDO、企業等の意見も踏まえ、指定基準を決定。	 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供
	・暴力団排除 ・非常災害対策(災害種別毎の計画作成) ・地域との連携(自治会加入) ・記録の整備(2年→5年)	・暴力団排除 ・地域との連携(自治会加入) ・記録の整備(2年→5年)	暴力団排除	-暴力団排除

■介護予防ケアマネジメントの類型(案)

1. 介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

- 新しい総合事業(訪問型、通所型のみ)のケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様、 地域包括支援センターが実施し、その一部を居宅介護支援事業者に委託することが可能。
- 介護予防給付(訪問看護、福祉用具等)を併用する場合は、従来の介護予防支援において、 地域包括支援センター等が対応する。
- 市町村は新しい総合事業の実施にあたり、国のガイドライン等に基づき、サービス類型毎のマネジメント内容、委託単価の設定等を行う必要がある。

2. 介護予防ケアマネジメントの類型(案)

○ 国のガイドラインに基づき、以下の3類型に区分する。

①原則的なケアマネジメント	②簡略化したケアマネジメント	③初回のみのケアマネジメント
(ケアマネジメントA)	(ケアマネジメントB)	(ケアマネジメントC)
<該当するサービス>	<該当するサービス>	<該当するサービス>
①予防給付相当サービス	① <u>サービスAの一部</u>	① <u>サービス B</u>
②サービスA(指定事業者分)	(従来より市が委託実施してい	(住民主体の活動)
(基準等を緩和したサービス)	る市民センターを活用した地域	
③ <u>サービスC</u>	交流型のデイサービス)	
(リハ職等による短期集中型の		
介護予防サービス)		
④その他、地域包括支援センター		
等が必要と判断した場合		
<マネジメントの流れ>	<マネジメントの流れ>	<マネジメントの流れ>
アセスメント	アセスメント	アセスメント
→ケアプラン原案作成	→ケアプラン原案作成	→ケアマネジメント結果案
→サービス担当者会議	→(サービス担当者会議)	作成
→利用者への説明・同意	→利用者への説明・同意	→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付	→ケアプランの確定・交付	→利用するサービス提供者等
(利用者・サービス提供者へ)	(利用者・サービス提供者へ)	への説明・送付
→サービス利用開始	→サービス利用開始	→サービス利用開始
→モニタリング (給付管理)	(→モニタリング(適宜))	
<実施主体>	<実施主体>	<実施主体>
①地域包括支援センター	①地域包括支援センター	①地域包括支援センター
②居宅介護支援事業者		
<事業者委託単価(案)>		
現在の委託料相当額を想定。		
<u> </u>		ツ()由は、以西に内ドマ中株

※()内は、必要に応じて実施

<介護予防ケアマネジメントの流れ> ※国のガイドラインの抜粋

① 介護予防ケアマネジメント対象者要件の確認(区役所窓口で実施)

来所者の意向の確認、総合事業、要介護認定等の説明。

総合事業の利用希望に対して、要支援認定結果の有無、または基本チェックリストの記入内容が「事業対象者に該当する基準」に該当するかどうかを確認する。

利用者より介護予防ケアマネジメント依頼の届出を受け、サービス事業対象者の旨を記載した被保険者証の交付。

② 介護予防ケアマネジメント利用の手続き(以下、利用者宅で実施)

地域包括支援センターが利用者宅を訪問して運営規定等を説明して同意を得た上で、介護予防ケアマネジメントを開始する。

ア アセスメント(課題分析)

利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施する。

イ ケアプラン原案(ケアマネジメント結果)作成

利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援すると共に、その後の利用者への関わりの必要度合いにより、介護予防ケアマネジメントプロセスの類型を決める。

ウ サービス担当者会議 ※ケアマネジメントBの一部、ケアマネジメントCの場合を除く

エ 利用者への説明・同意

(3)

介護予防

ケア

ネジメ

オ ケアプラン確定・交付(ケアマネジメント結果交付)(利用者、サービス提供者)

カ サービス利用開始

各サービス提供者よりサービスを実施。

キ モニタリング(給付管理)※ケアマネジメントBの一部、ケアマネジメントCの場合を除く

サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。 利用者及び家族より直接聴取する他、サービス提供者から状況を聴取。 利用者宅への訪問によるモニタリングは、ケアマネジメントの類型により、その実施及び間隔が異なる。

ク 評価(ケアマネジメントCの場合を除く)

実施期間終了時、プランの目標が達成されたか評価し、ケアマネジメントの類型変更も含めて、今後の方針を決定する。

「介護予防・日常生活支援総合事業」に関する事業者説明会アンケート結果

平成27年7月8日 9日開催

アンケート提出事業所(回収率 46.3%)

	訪問介護	通所介護	居宅介護支援	その他	計
門司区	8	13	15		36
小倉北区	18	28	25		71
小倉南区	15	27	23		65
若松区	7	7	20	\	34
八幡東区	6	8	8		22
八幡西区	17	36	39	\	92
戸畑区	7	7	9		23
計	78	126	139	30	373
参加数	183	251	249	120	803
市内事業所数	356	470	355	759	1940

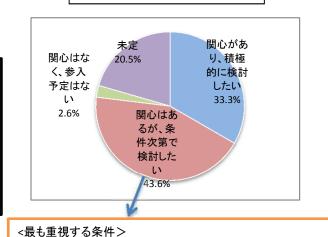
介護予防ケアマネジメントについて(居宅介護支援事業所のみ回答)



- ■新規の要支援者についても積極的に引き受けたい
- ■現在担当している方の分はできるだけ継続したい
- 現在担当している方で、今後、総合事業のみのサービス利用者 は、地域包括支援センターに引き受けてもらいたい
- 現在、要支援者のケアマネジメントは実施しておらず、今後も実施 しない
- ■無回答

「介護予防・日常生活支援総合事業への参入について

予防給付型



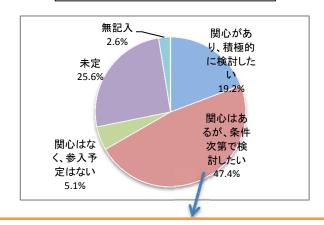
・人員基準 7件

その他 O件

・設備基準 3件

・無記入 3件

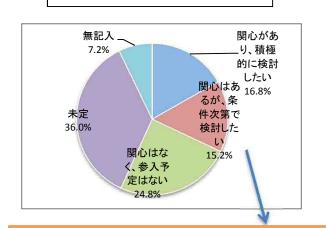
生活支援型(サービスA)



<最も重視する条件>

・サービス単価 34件 ・人員基準 5件 ・設備基準 2件・運営基準 3件 ・その他 0件 ・無記入 1件

短期集中予防型(サービスC)



<最も重視する条件>

無記入

15.4%

未定

 ・サービス単価 5件
 ・人員基準 3件
 ・設備基準 0件

 ・運営基準 2件
 ・その他 0件
 ・無記入 0件

関心があ

-り、積極的

に検討し

たい

関心はな

く、参入予

定はない

21.8%

7.7% 関心はあ

るが、条件

次第で検

討したい

9.0%

<訪問介護>

型サービス A)

<全体>

・現状としてヘルパーの確保が困難。

事務の簡素化、事務量の負担軽減。

主な意見(自由記載)

利用者に対するわかりやすい周知が必要。

・サービスAの報酬7割は少ない(主に、訪問

<通所介護>

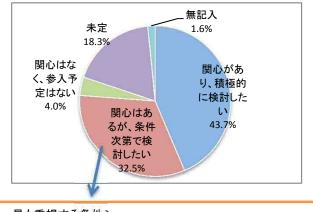
- ・既存の事業所で要介護者と要支援者(総合事業)を一体的に行うことは可能か。
- ・予防給付型(1日タイプ)とサービスA(半日タイプ)の見分け方。

<居宅介護支援>

- マネジメントの委託料を示してほしい。
- ケアプランチェックに手間がかかっている。

<その他>

- ・ボランティアやNPO等のマンパワーは地域における大きな活力になる。人材育成や活動支援にも力を注ぐ必要がある。
- ・利用者の1割負担は「とりあえず使ってみよう」が減らない。負担を増やすことで本当に必要な方への支援ができる。



<最も重視する条件>

・サービス単価 30件

2件

•運営基準

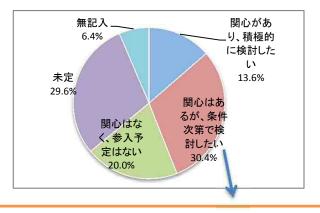
問

介

所

介

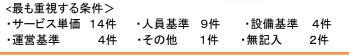
・サービス単価 29件 ・人員基準 13件 ・設備基準 4件・運営基準 6件 ・その他 3件 ・無記入 1件



<最も重視する条件>
・サービス単価 20件 ・人員基準 11件 ・設備基:
・運営基準 7件 ・その他 6件 ・無記入

 ・設備基準 4件

 ・無記入 1件



国のガイドライン(単価設定)

1. 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス

- 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供(第1号事業支給費の支給)により、事業を実施する。
- 第1号事業支給費の額(サービス単価)については、厚生労働省令により、 市町村において、<u>国が定める額(予防給付の単価)を上限</u>として、個別の額 (サービス単価)を定めることと規定している。
- 市町村は、サービス単価を設定するに当たって、<u>訪問介護員等による専門的サービスであること</u>、<u>設定する人員基準、運営基準等の内容等を勘案し</u>、地域の実情に応じつつ、国が定める額(予防給付と同じ額)を上限としつつ、ふさわしい単価を定めることが望ましい。

2. 緩和した基準によるサービス(サービスAのうち指定事業者)

- 要支援者等が個別のサービスを受けその利用状況に応じて対価を支払うサービスであり、指定事業者によるサービス提供(第1号事業支給費の支給)により、事業を実施する。
- 第1号事業支給費の額(サービス単価)については、厚生労働省令により、 市町村において、<u>国が定める額(予防給付の単価)を下回る額</u>を個別の額(サービス単価)として定めることと規定しており、市町村は<u>サービス内容、時間、基準等を踏まえ定める</u>。

3. その他のサービス(1. 2以外)

- 上記以外のものについては、委託の場合の単価設定、あるいは補助におけ る補助単価の設定ということになる。
- <u>委託の場合の単価</u>については、必ずしも市町村において要支援者個々人に対する個別のサービス単価を設定するものではないことが多いと考えられるため、指定事業者の場合に国が定める上限単価と厳密に比較することになじまないが、事業の実施にあたって、市町村は、<u>利用者一人当たりに要する費</u>用が国が定める上限単価を上回らないよう事業を計画して実施する。
- ただし、保健師やリハビリテーション専門職等が関与する短期集中予防サービスについては、医療・保健の専門職が関与するものであることから、この限りではない。
- また、<u>補助(助成)の方式により事業実施するもの</u>については、支援の内容に応じ、市町村が適切な補助単価の設定を行う。

4. 介護予防ケアマネジメント

○ 介護予防ケアマネジメントは、直接実施又は委託により実施するものとされていることから、前述のとおり、サービス単価を設定するということは必ずしも生じないが、介護予防ケアマネジメントは要支援者等の個人に対する個別のサービスであることから、委託に当たっては、1件当たりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じて、予防給付の報酬単価以下の単価を市町村が定める。

国のガイドライン(指定基準)

1. 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス

・ 指定事業者の指定にあたっては、国が示す<u>介護予防訪問介護等に相当す</u>るサービスについての基準による。

2. 緩和した基準によるサービス(サービスA)

- (1) 指定事業者によるサービス提供
 - ・ 指定事業者の指定にあたって遵守すべき基準は<u>サービス内容に応じ市町</u> 村が定める。
 - 具体的に考えられる基準の例を別表のとおり示す。
- ※ 指定事業者についても、総合事業を実施するにあたっては、<u>国が定める「必ず遵守すべき基準」として以下の4つの基準を遵守する必要がある</u>ことから、 市町村においてはこれらの基準を必ず指定事業者の指定に係る基準として 規定する。

<必ず遵守すべき事項>

- ■事故発生時の対応
- ■従事者又は従事者であった者による秘密保持
- ■従事者の清潔保持と健康状態の管理
- ■廃止・休止の届出と便官の提供

(2)委託による実施

- ・ 市町村が委託により実施するにあたって、市町村から委託を受けた受託 者が適合すべき基準は、以下のとおり規定している。
- ・ 訪問型サービス、通所型サービスは、サービスの実施にあたって、<u>国で</u> 定める「必ず遵守すべき基準」(上記4項目)に基づき、総合事業を実施で きること

3. 住民主体による支援(サービスB)

・ ボランティアによる支援については、その自主性等にかんがみ、主に補助(助成)によることを想定している。その基準においても、同様にその自主性を尊重しつつ設定することが望ましく、<u>最低限の基準としては、「必ず遵守すべき基準」(上記4項目)に基づき実施する</u>ことを想定している。

4. 保健師やリハ専門職等が行う短期集中予防サービス(サービスC)

・ 当該サービスも、市町村の地域の実情や考え方に応じて、実施されるものであり、その基準等についても市町村において独自に定める。国で定める「必ず遵守すべき基準」は、市町村がそれぞれに定める基準に含めて実施する。

<別表:サービスの基準のイメージ(例)>

訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準

_		初向主グ しへ(お うめ向手未)の本午					
	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)		緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)			
訪問型サービス	人員	・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤・専従1以上 「資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護 等の業務に従事した介護職員初任者研修等修 了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職 務に従事可能。 ※2 一部非常動職員も可能。	- 管理者※ 専従1以上 - 従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又 は一定の研修受講者】 - 訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 ※ 支陣がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	·従事者 必要数			
ビスの基準	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品			
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供、等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供			

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。

通所型サービス(第一号通所事業)の基準

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)			
通所型サービスの基準	人員	 ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上(生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従 事可能。	·従事者 必要数			
	設備	・食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品			
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供			

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たっての参考例。